

各位

東京二十三区清掃一部事務組合
管理者 山崎 孝明
(公印省略)

廃棄物処理手数料（管路収集分）の改定について（通知）

東京二十三区清掃一部事務組合の廃棄物処理手数料を下記のとおり改定いたします。

記

1 改定理由

受益者負担の適正化を図るため、運搬施設を利用する者（管路収集）の廃棄物処理手数料を改定する。

2 改定内容

条例別表（第九条関係）に規定する廃棄物処理手数料を改める。

改定後手数料 4.6 円/kg（改定前手数料 40 円/kg）

東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例別表（第九条関係）

手数料の徴収対象者	廃棄物処理手数料
一 (略)	(略)
二 (略)	(略)
三 運搬施設を利用して一日平均十キログラムを超える量の家庭廃棄物又は臨時に家庭廃棄物を排出した者	一キログラムにつき 四十六円 ただし、一日平均十キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出した者は、一日平均十キログラムを超える量一キログラムにつき 四十六円
四 運搬施設を利用して、事業系一般廃棄物又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出した者	一キログラムにつき 四十六円
五 (略)	(略)

3 施行日

令和 5 年 10 月 1 日

※ 10 月以降の投入分から適用し、令和 5 年度第 3 期分から改定料金による請求となります。

<問合せ先>

東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部 管理課 搬入承認・手数料係

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号

東京区政会館 13 階

電話 03 (6238) 0736

FAX 03 (6238) 0740